

第二次日向市地球温暖化防止対策実行計画 (事務事業編)

2024 年（令和6年）11 月

日向市

< 目 次 >

第1章 計画の基本的事項

1	はじめに.....	1
2	計画の位置付け	4
3	計画の期間.....	5
4	計画の対象となる温室効果ガス	5
5	計画の範囲.....	6

第2章 温室効果ガスの排出量の現状

1	温室効果ガスの排出量.....	7
2	CO ₂ （二酸化炭素）の排出量	9
3	その他のガスの排出量.....	11

第3章 計画の目標

1	温室効果ガスの排出量の推移	13
2	温室効果ガスの排出量の削減目標.....	13

第4章 取組項目

1	温室効果ガスの排出量削減の取組.....	15
2	温室効果ガスの排出量削減の具体的な取組	17

第5章 推進体制

1	推進体制.....	23
2	職員等の意識向上	24
3	進捗管理.....	25

参 考 資 料.....	26
--------------	----

第1章 計画の基本的事項

1 はじめに

(1) 計画策定の背景

① 地球温暖化の仕組み

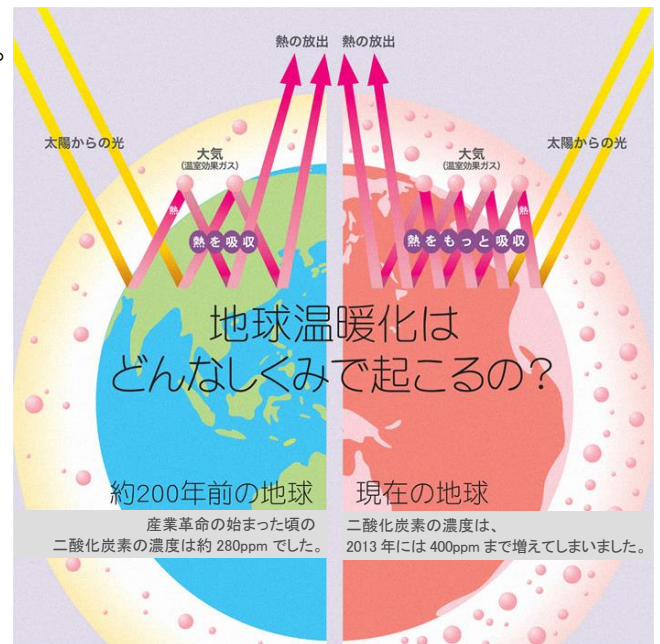
地球は、太陽からの熱が海や陸に届くことによって暖められています。そして、暖められた地球からも熱が宇宙に放出されています。その放出される熱の一部を「温室効果ガス」が吸収し、地表から熱が逃げすぎないようにしています。

この温室効果ガスは、大気中にある二酸化炭素、メタン、フロン類などのことを指し、地球の平均気温を14℃程度に保つ働きをしています。

しかし、18世紀中頃に起こった産業革命以降、石炭、石油等の化石燃料の使用量が飛躍的に増えたこと

で、地球の大気には温室効果ガスが大量に排出されてきました。そのため、大気の保温機能が高まり、地球の気温が上昇を続けています（図1）。

図1 地球温暖化の仕組み



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

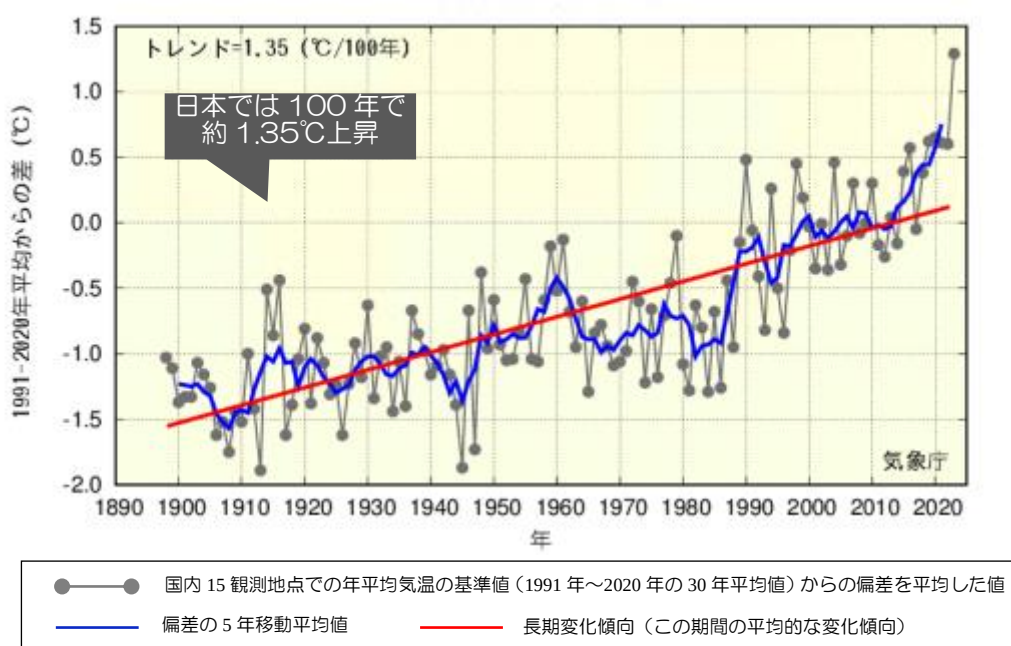
② 地球温暖化の現状と将来予測

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されています。

世界の平均気温は、工業化前と比べて2011～2020年で1.09℃上昇しており、日本の平均気温も過去100年間で約1.35℃上昇しています（図2）。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

図 2 日本の年平均気温偏差の経年変化（1898 年～2023 年）



出典：気候変動監視レポート 2023

③ 地球温暖化の影響

すでに、我が国においても様々な地球温暖化の影響が生じています。これらの影響に適切に対処し、被害を回避、低減することも重要になってきています。

健康	熱中症で死亡する人が増加傾向にあります。 デング熱を流行させる蚊が北上する等、感染症増加の恐れがあります。
天候	大雨事象について、その発生頻度が経年的に増加傾向にあります。 大雨等の異常気象により、河川の氾濫等による水害、崖崩れ、地滑りなどが発生しやすくなります。
自然生態系	海面水温の上昇によるサンゴの白化が進んでいます。環境の変化に適應する能力が低い生き物は減少、絶滅の恐れがあります。 グリーンランド等の氷床が溶け、海面水位が上昇します。



出典：デング熱国内感染事例発生時の対応・対策の手引き



提供：関東地方整備局



出典：那覇自然環境事務所HP

④ 地球温暖化対策の世界の動向

2100 年の世界の平均気温は、現在と比較して最大で 5.7℃上昇すると予測されており、地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題の一つとされています。

このような状況の中、2015 年（平成 27 年）にフランスのパリにおいて、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、全ての国が長期的な温室効果ガスの排出削減に取り組む「パリ協定」が採択されました（参考資料-1）。パリ協定は、1997 年（平成 9 年）に COP3 で採択された「京都議定書」以来、18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書です。

パリ協定では、世界的な平均気温の上昇を産業革命前に比べて 2℃より十分低く保つことを目標とし、同時に 1.5℃に抑える努力目標も掲げられました。これを達成するために、今世紀後半の温室効果ガス的人為的な排出と吸収を均衡させるとともに、世界の排出量を早急にこれ以上増加しないような対策を実施し、急激に温室効果ガスを削減していくことが世界的な目標として設定されました。

パリ協定の採択により、全ての国が温室効果ガスの削減目標を 5 年ごとに提出・更新し、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、評価と見直しを行うことが決まりました。

また、2018 年（平成 30 年）12 月にポーランドのカトヴィツェで開催された COP24 では、2020 年（令和 2 年）以降のパリ協定の本格運用に向けた実施指針案等を含んだ「COP24 決定」が採択されました。

⑤ 地球温暖化対策の我が国の動向

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量は、我が国では削減の方向に向かいつつあるものの、世界的には発展途上国の急激な経済成長等により、依然として増加の一途をたどっています。

2020 年（令和 2 年）10 月、我が国は、2050 年（令和 32 年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年（令和 3 年）4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年（令和 12 年）度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年（平成 25 年）度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2021 年（令和 3 年）10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。2030 年（令和 12 年）度目標の裏付けとな

る対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

（２）市が果たすべき責務

日向市役所（以下「市」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で示されている地方公共団体が果たすべき責務を踏まえ、日向市（以下「本市」という。）を代表する事業者として、率先して全ての事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減に取り組み、本市全体における地球温暖化対策を牽引していく必要があります（参考資料-2）。

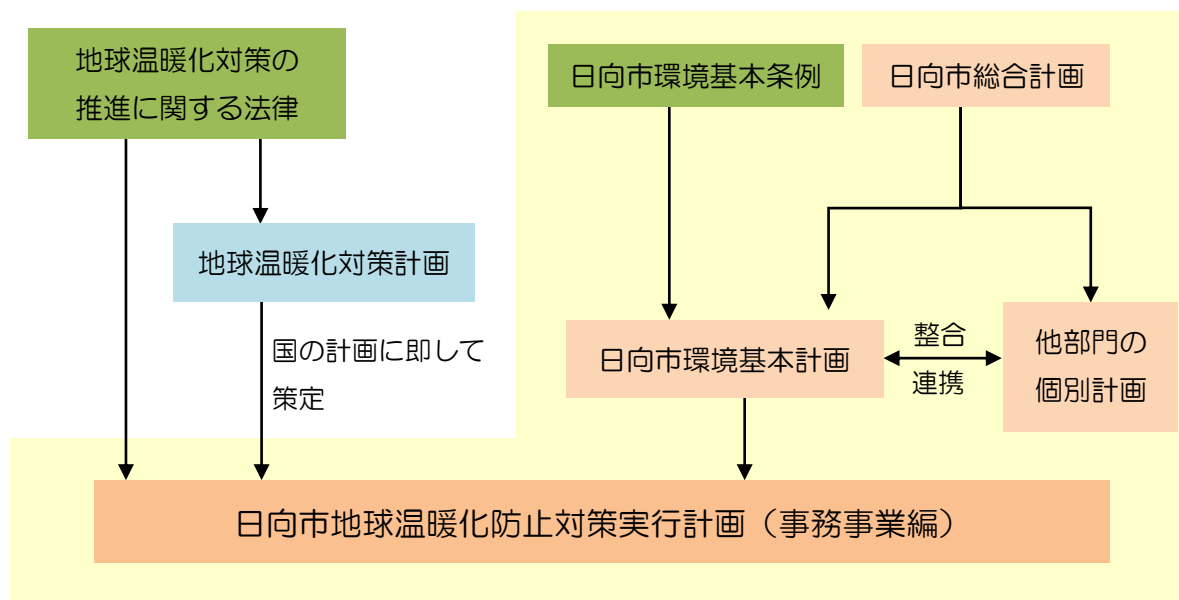
また、2023 年（令和 5 年）2 月には 2050 年（令和 32 年）までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。

2 計画の位置付け

「日向市地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に規定する「地方公共団体実行計画」として策定するものです。

また、「日向市環境基本条例」第 7 条に定める地球温暖化防止に貢献するために策定するものであり、市の全ての事務及び事業により排出される温室効果ガスについて、削減目標とその達成に向けた取組を定めるものです（図 3）。

図 3 計画の位置付け



3 計画の期間

国の地球温暖化対策計画では、2030年（令和12年）度までが計画期間となっていることから、計画期間は2024年（令和6年）度から2030年（令和12年）度までとします。ただし、本市の上位計画や施設の新設・統廃合などを考慮し、必要と判断した場合は計画の見直しを行います。

4 計画の対象となる温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に定める温室効果ガスは表1のとおりです。

なお、パーフルオロカーボン類及び三ふっ化窒素は、市の事務及び事業では排出しておらず、また、六ふっ化硫黄は排出量が極めて微量であることから、本計画の対象外とします。

表 1 計画における温室効果ガス

	温室効果ガス名	記号	地球温暖化係数※1	主な排出源	削減の対象
1	二酸化炭素	CO ₂	1	燃料の使用、電気の使用等	○
2	メタン	CH ₄	25	燃料の使用、自動車の走行、下水の処理等	○
3	一酸化二窒素	N ₂ O	298	燃料の使用、自動車の走行、下水の処理等	○
4	ハイドロフルオロカーボン類※2	HFCs	1,430 ほか	カーエアコンの使用	○
5	パーフルオロカーボン類	PFCs	7,390 ほか	排出していない	—
6	六ふっ化硫黄	SF ₆	22,800	公共施設の変電設備の使用等により僅かに排出	—
7	三ふっ化窒素	NF ₃	17,200	排出していない	—

※1 二酸化炭素の温室効果能力を「1」としたときの、各種温室効果ガスの温室効果能力。例えば、メタンを1トン排出した場合の温室効果は、二酸化炭素25トンの排出に相当します。

※2 代替フロン的一种。オゾン層の破壊効果はないが、強力な温室効果ガスであり、京都議定書において排出削減の対象となっている。

5 計画の範囲

本計画の対象範囲は、国の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（令和6年4月策定）」に基づき、市の全ての事務及び事業とします。

また、対象施設等は、市が所有し、管理する施設等（指定管理施設を含む。ただし、市営住宅等を除く。）とします（表2）。

表2 計画の範囲

項目	用途別分類	施設名
施設	庁舎	本庁舎及び別館、岩脇支所、細島支所、東郷総合支所、美々津支所、環境政策課事務所
	消防施設	消防署、分遣所、訓練広場、デジタル無線基地局
	福祉施設	細島保育所、上町保育所、大王谷児童館、日知屋児童センター、高齢者福祉センター、美々津老人福祉センター、平岩ふれあい館、養護老人ホームひまわり寮、養護老人ホーム鈴峰園、障がい者センター、児童公園、ひまわり卓球場
	保健衛生施設	初期救急診療所、東郷町保健福祉総合センター
	環境衛生施設	財光寺汚泥処理場、日向市最終処分場
	農林水産業施設	畜産資源リサイクルセンター、東郷町農産加工施設、農村交流館、農村公園
	商工観光施設	日向サンパーク温泉、日向サンパーク体育施設、日向サンパークオートキャンプ場、伊勢ヶ浜ビーチハウス、金ヶ浜ビーチハウス、お倉ヶ浜ビーチハウス、石並川キャンプ場、日向岬グリーンパーク、牧水公園、観光施設、ITセンター
	学校施設	学校給食センター、幼稚園、小学校、中学校
	教育施設	中央公民館、日知屋公民館、大王谷公民館、南日向公民館、東郷公民館、細島公民館、美々津公民館、文化交流センター、東郷地区文化センター、細島地区コミュニティセンター、新財市会館、歴史民俗資料館、美々津軒、美々津まちなみセンター、美々津まちなみ防災センター、美々津まちなみ広場、若山牧水記念文学館、牧水生家、関本勘兵衛家住宅、細島みなと資料館、図書館、体育センター、東郷体育館、越表体育館、武道館、お倉ヶ浜総合公園、大王谷運動公園、東郷グラウンド
	都市計画施設	都市公園
	公営事業施設	東郷診療所、権現原浄水場、簡易水道施設、浄化センター、汚泥処理場、農業集落排水処理施設
	その他公共用財産	集会所、納骨堂、日向市駅東駐車場、美々津駅前コミュニティ広場、城山墓園、さんぴあ
	その他普通財産	おためし滞在施設
設備等		街路灯、防犯灯、防災無線、チャイム、公用車

第2章 温室効果ガスの排出量の現状

1 温室効果ガスの排出量

市の温室効果ガスの排出量は、2022 年（令和 4 年）度実績で 6,208t-CO₂ です。2013 年（平成 25 年）度比では 41%減となっています。（図 4）。

また、温室効果ガスの排出量の約 95%を二酸化炭素が占めています（図 5）。市の事務及び事業における活動区分別で見ると、2022 年（令和 4 年）度実績では「電気の使用」による排出量が最も大きく全体の約 83%を占めており、次いで「燃料の使用」による排出量が約 11.5%を占めています。2013 年（平成 25 年）度と比較すると、「電気の使用」による排出量の割合が約 3%減少し、「燃料の使用」による排出量の割合が約 1%増加しています（図 6）。

図 4 温室効果ガスの排出量の推移（2013 度～2022 年度）

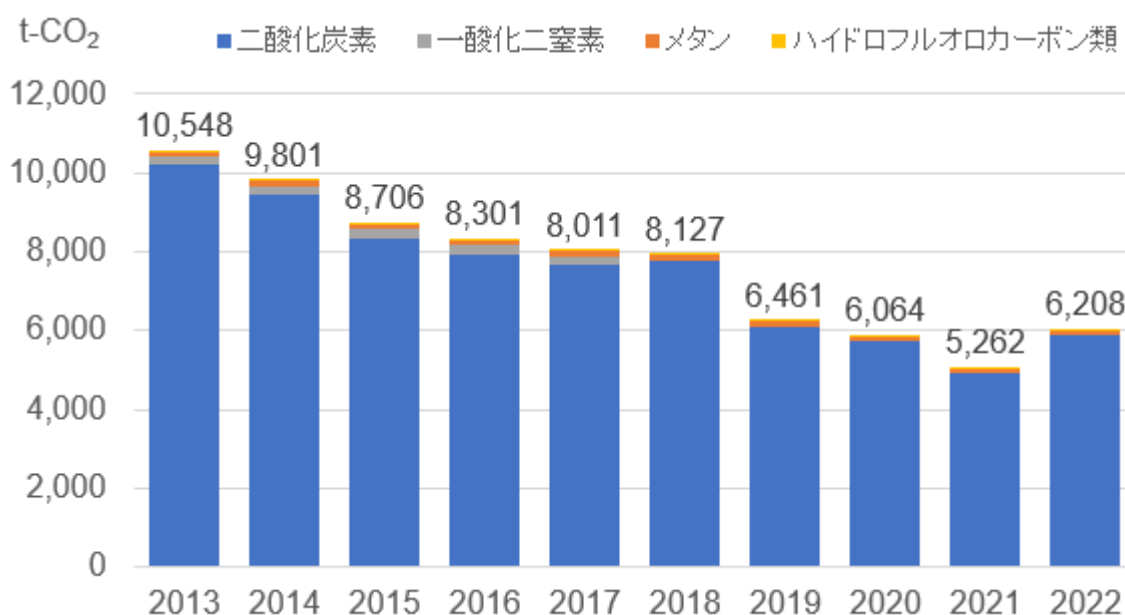


図 5 温室効果ガスの排出量の構成（2022 年度）

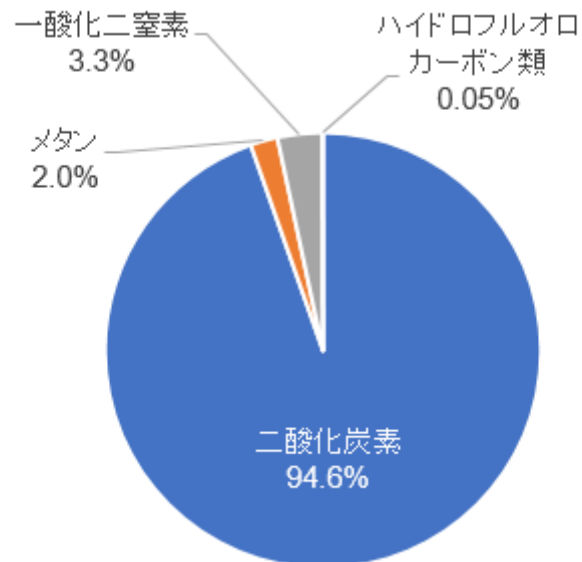
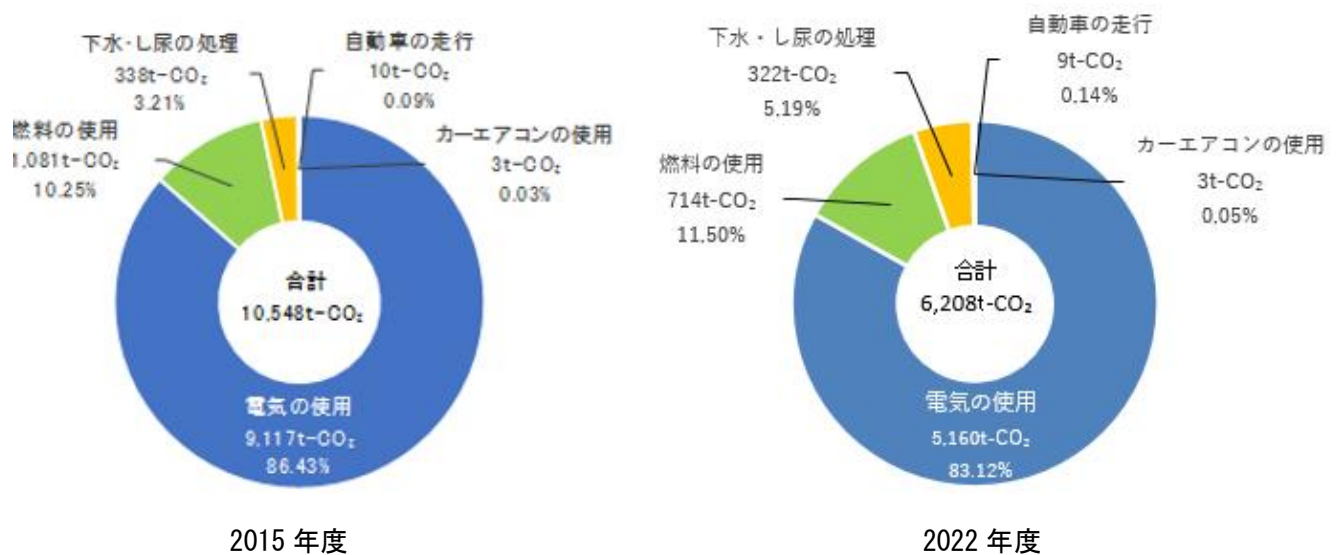


図 6 活動区分別の温室効果ガスの排出量（2015 年度、2022 年度）



注) グラフ中の合計について、小数点以下の処理の関係で、各項目で表記している数値の合計と合わないことがあります。

2 CO₂（二酸化炭素）の排出量

CO₂の排出量は、2022年（令和4年）度実績では、5,875t-CO₂です。2013年（平成25年）度比では、約42%減となっています（図7）。

また、CO₂の排出量の約88%が電気の使用に由来するものであり、次いでガスが約4%を占めています（図8）。

図7 CO₂排出量の推移（2013年度～2022年度）

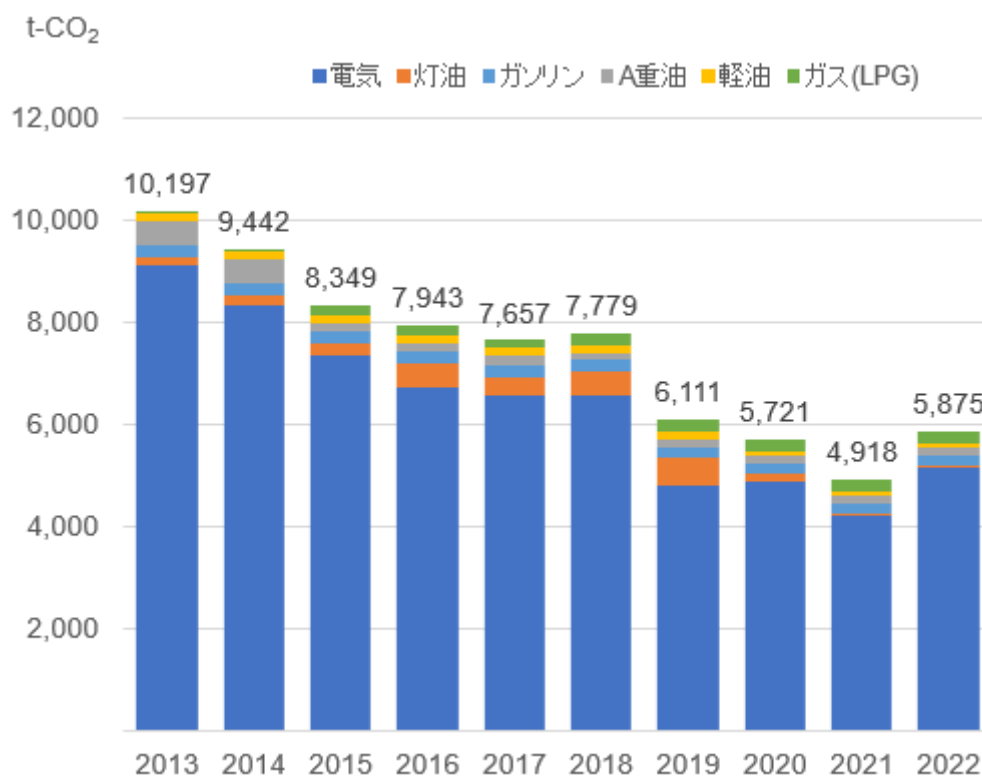
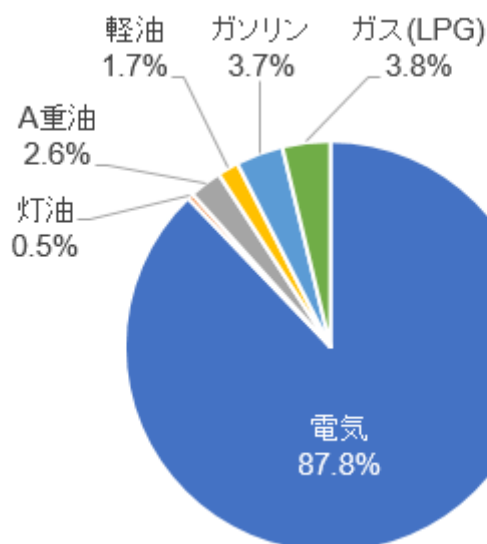


図8 CO₂排出量のエネルギー種別の構成（2022年度）



CO₂の排出量の主な要因である電気の使用量は、2022 年（令和4年）度実績では、1,319 万 kWh です。2013 年（平成 25 年）度比では、おおむね横ばいの傾向となっています。内訳では、水道関連施設での電気の使用量が最も多く、次いで本庁及び別館・出先機関となっています（図 9）。

電気の CO₂ 排出係数（電気 1kWh を使用した際に排出したとみなされる CO₂ の量）は、2021 年（令和3年）度まで年々減少傾向にありましたが、2022 年（令和4年）度に増加しています。前ページで示した CO₂ の排出量の増減の大きな要因となっています。この排出係数は、電気事業者（市の主要な契約事業者は九州電力(株)）の保有する発電所設備の高効率化や発電所の稼働状況等により毎年変動します（図 10）。

図 9 電気使用量の推移（2013 年度～2022 年度）

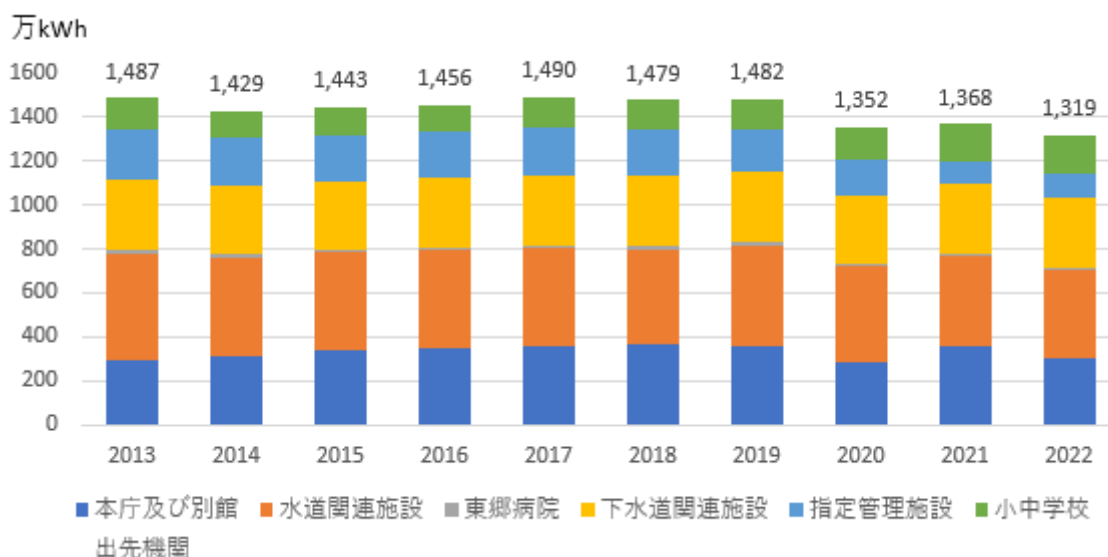
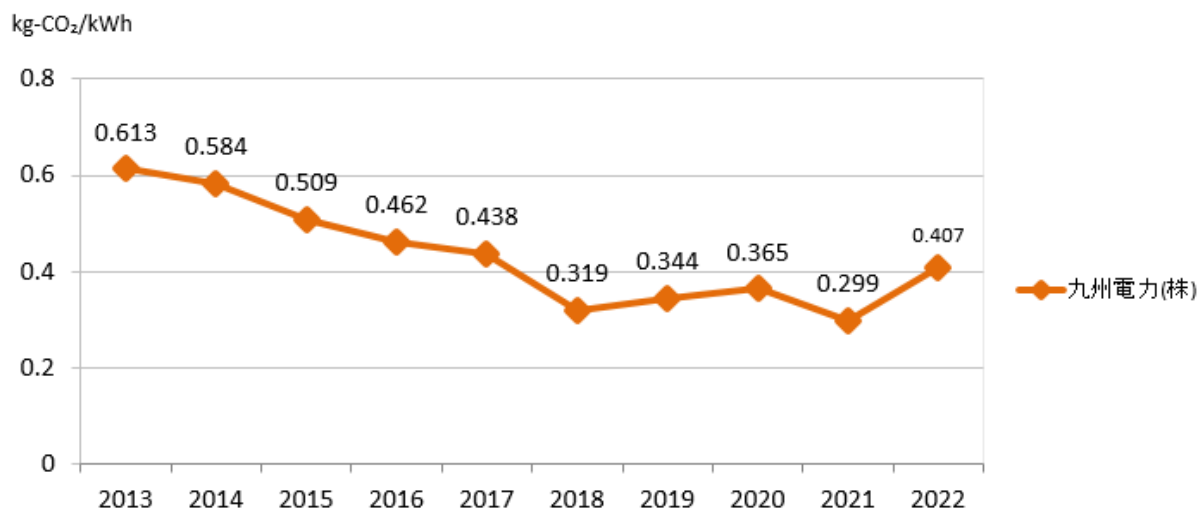


図 10 電気の CO₂ 排出係数の推移（2013 年度～2022 年度）



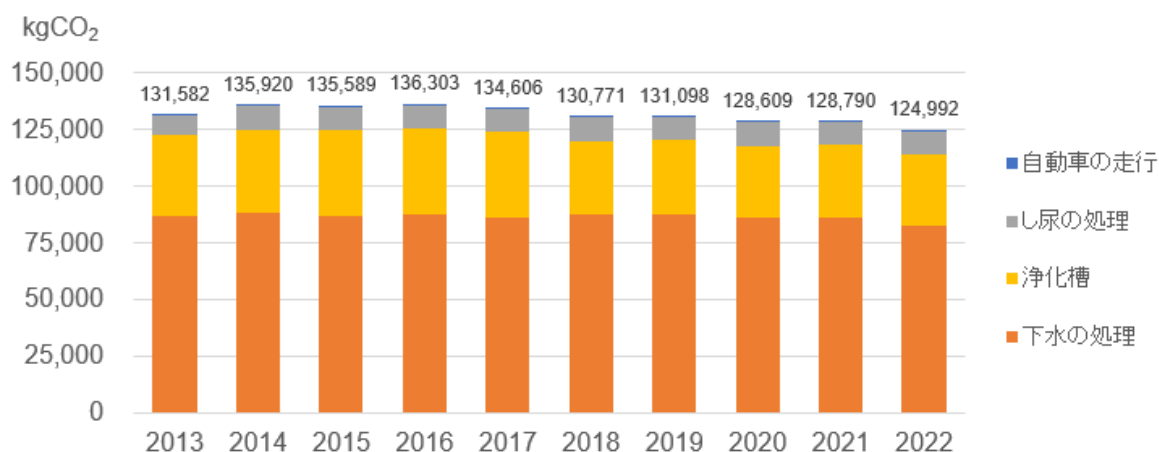
3 その他のガスの排出量

(1) CH₄（メタン）の排出量

CH₄の排出量は、2022年（令和4年）度実績では、124,992kg-CO₂です。2013年（平成25年）度比では、約5%減となっています。CH₄は、主に浄化センター、汚泥処理場、農業集落排水処理施設において有機物を分解する過程で排出されています（図11）。

なお、浄化センターでは、2024年（令和6年）4月から消化ガス発電事業を開始しました。浄化センターで発生する消化ガスを再生可能エネルギーに変換する官民連携の発電事業です。

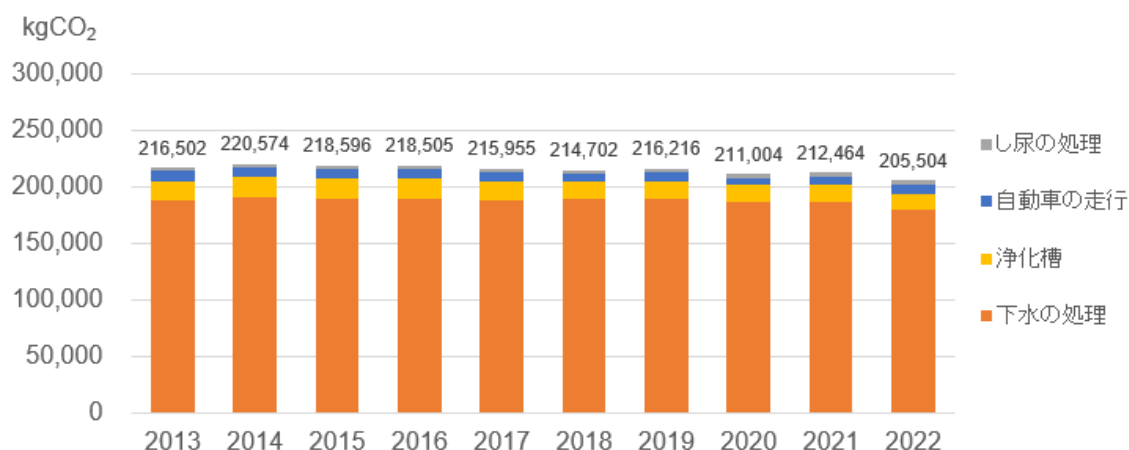
図11 CH₄排出量の推移（2013年度～2022年度）



(2) N₂O（一酸化二窒素）の排出量

N₂Oの排出量は、2022年（令和4年）度実績では、205,504kg-CO₂です。2013年（平成25年）度比では、約5%減となっています。N₂Oは、主に浄化センターにおいて有機物を分解する過程で排出されています（図12）。

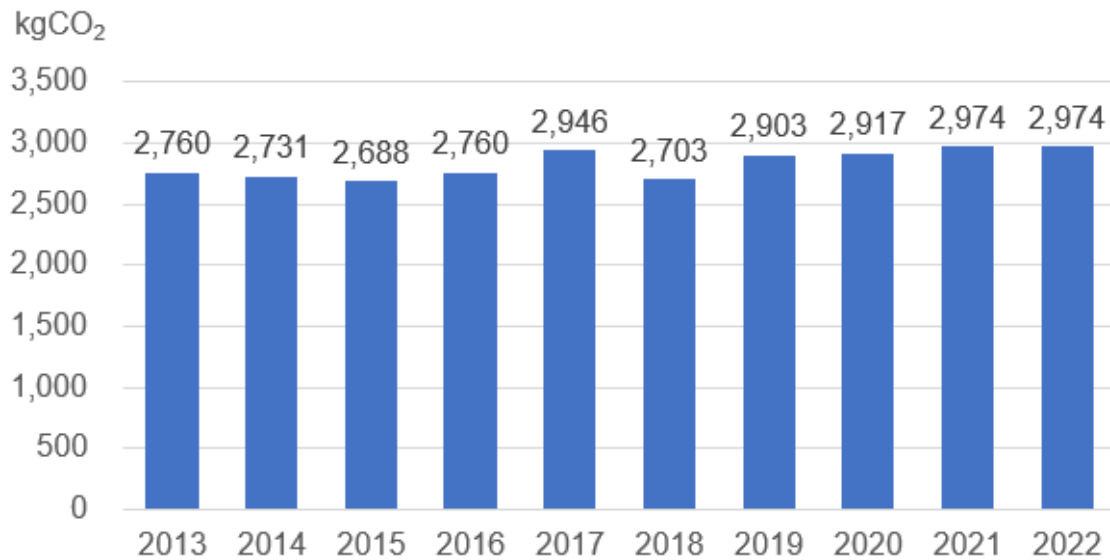
図12 N₂O排出量の推移（2013年度～2022年度）



(3) HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）の排出量

HFCs の排出量は、2022 年（令和 4 年）度実績では、2,974kg-CO₂ です。2013 年（平成 25 年）度比では、約 8 % 増となっています。HFCs は、カーエアコンの使用において排出されています（図 13）。

図 13 HFCs 排出量の推移（2013 年度～2022 年度）



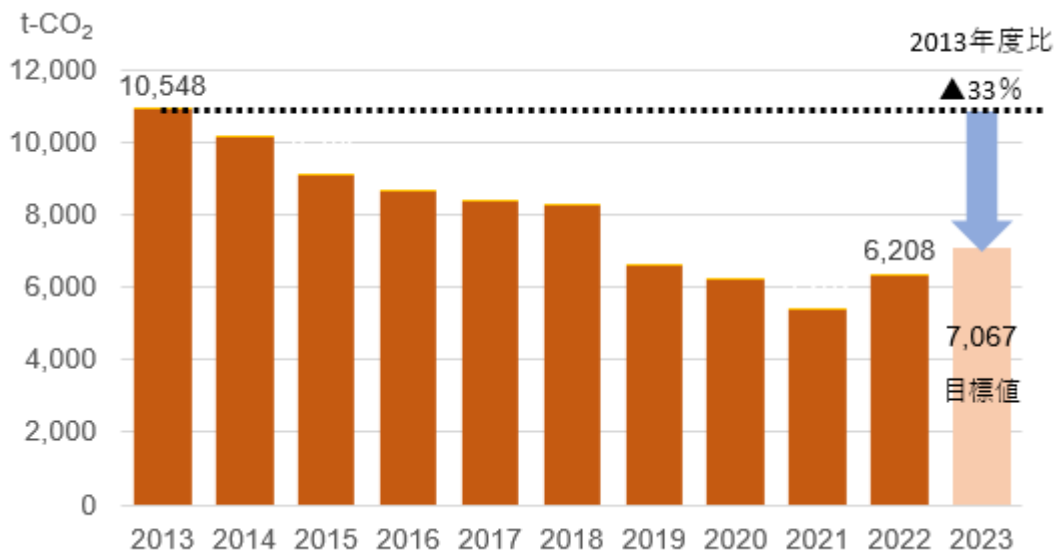
第3章 計画の目標

1 温室効果ガスの排出量の推移

本計画策定当初の温室効果ガスの削減目標は、2023 年（令和 5 年）度までに 2013 年（平成 25 年）度比で 33%削減としていました。

2019 年（令和元年）度に目標を達成し、直近の 2022 年（令和 4 年）度まで目標の 33%を上回る削減状況となっています。（図 14）

図 14 温室効果ガスの排出量の推移



2 温室効果ガスの排出量の削減目標

本計画における温室効果ガスの削減目標は、以下のとおりとします。

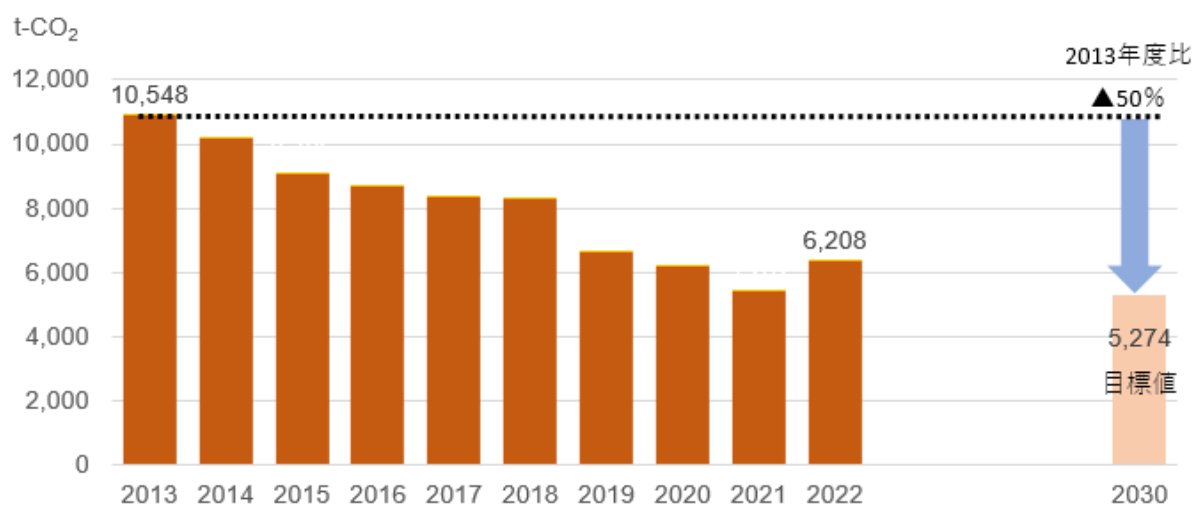
- 市の全ての事務及び事業により排出される温室効果ガスの削減目標（図 15）
2030 年度までの目標：2013 年（平成 25 年）度比で 50%削減

【目標設定の考え方】

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）」では、地方公共団体の事務及び事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」は、「2030 年度までに 2013 年（平成 25 年）度比 50%削減」という目標を掲げていますので、温室効果ガスの削減目標を政府実行計画と同等とします。

なお、削減目標の達成に向けては、市の温室効果ガスの排出量の約 95%を CO₂ が占めることから、CO₂ の削減に注力して取り組むこととします。

図 15 温室効果ガスの削減目標



第4章 取組項目

1 温室効果ガスの排出量削減の取組

市は、2001年（平成13年）3月に「日向市地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、その後、独自の環境管理システムである「日向市役所エコプラン」により積極的に地球温暖化対策に取り組んできました。2019年（平成31年）3月には、エコプランを統合し、全面改定を行いました。

今後も、本計画に基づき、温室効果ガスの削減目標の達成に向けた取組をより一層推進していきます。

この取組として、「事務及び事業における取組」「施設・設備の更新及び導入における取組」を以下に示すとおりとします。

（１）事務及び事業における取組

- ① 環境に配慮したエネルギー調達の推進
- ② エネルギー効率の良い施設管理の実施
- ③ 働き方の配慮による電気及び燃料使用量の削減
- ④ 空調の適切な運用による電気及び燃料使用量の削減
- ⑤ 照明の適切な運用による電気使用量の削減
- ⑥ エレベーターの適切な運用による電気使用量の削減
- ⑦ 電気機器の適切な運用による電気使用量の削減
- ⑧ 給湯機器の適切な運用による燃料使用量の削減
- ⑨ ガスの適切な使用による燃料使用量の削減
- ⑩ 公用車の適切な運用による燃料使用量の削減と走行距離の抑制
- ⑪ 製品購入時における環境負荷の低減
- ⑫ 紙使用量の削減
- ⑬ 水道の適正な使用
- ⑭ 廃棄物排出量の削減
- ⑮ 各種法令に従った適正な廃棄
- ⑯ フロンガスの使用及び廃棄等に係る適正な処理
- ⑰ イベント等における環境負荷への配慮

（２）施設・設備の更新及び導入における取組

- ① エネルギー効率の良い施設管理
- ② 照明、空調設備、電気機器、給湯機器、公用車の更新及び導入によるエネルギー使用量の削減
- ③ 再生可能エネルギー等の導入
- ④ 水道設備の更新及び導入
- ⑤ その他の環境配慮

日向市公共施設等総合管理計画

本市では、公共施設マネジメントの推進により施設の安全・安心の確保と質的・量的な最適化を図り、持続可能な行政サービスの提供や財政の健全化の実現を目的として、2016 年（平成 28 年）11 月に「日向市公共施設等総合管理計画」を策定しました。



- 計画期間：2016 年（平成 28 年）度から 2045 年度までの 30 年間
- 数値目標：延べ床面積を 30%削減

2 温室効果ガスの排出量削減の具体的な取組

(1) 事務及び事業における取組

温室効果ガスの排出量を削減するためには、全ての職員が環境に対する意識を持ち、職務を遂行することが重要です。また、職員の日常業務における具体的な取組は、以下に示すとおりとします。

番号	区分	取組項目	具体的な取組内容
①	環境に配慮したエネルギー調達の推進		エネルギーを調達する際、使用時の温室効果ガス排出量の少ない<u>低炭素なエネルギー</u>を優先して調達することに配慮
②	エネルギー効率の良い施設管理の実施		「エネルギーの使用の合理化に関する法律」における対象施設については、「<u>日向市役所エネルギー管理標準</u>」に従って、エネルギー効率の良い施設管理を実施
③	働き方の配慮	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	- 業務の見直しによる時間外勤務の抑制 - 一斉退庁、一斉消灯、ノー残業デーの徹底
④	空調の適切な運用	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	- 適切な室温設定の徹底（クールビズ 冷房目安 28℃、ウォームビズ 暖房目安 20℃） - 使用していない部屋の個別空調の停止の徹底 - 夏季における服装の軽装化 - 冬季における服装の重ね着や膝掛けの使用 - ブラインド、カーテン等の適切な利用による空調効率の向上 - エアコンフィルター等の定期的な清掃や管理 - 余冷、余熱によるエアコン等の運転時間の短縮 - ボイラー等エネルギー供給施設の適切な運転、維持管理
⑤	照明の適切な運用	電気使用量の削減	- 不要な照明の消灯（始業前、昼休み、残業時） - 支障のない範囲で廊下、階段等の共用部の照明を減灯 - 可能な限り日中の窓側照明の消灯 - 不要な照明の間引き
⑥	エレベーターの適切な運用	電気使用量の削減	階段の利用

番号	区分	取組項目	具体的な取組内容
⑦	電気機器の適切な運用	電気使用量の削減	● パソコン、プリンター、コピー機等のOA機器の省エネモードの設定 ● パソコン等を長時間使用しないときは電源を切る。
⑧	給湯機器の適切な運用	燃料使用量の削減	● 必要最低限の給湯機器使用
⑨	ガスの適切な使用	燃料使用量の削減	● 中火での使用を心掛ける。
⑩	公用車の適切な運用	燃料使用量の削減 走行距離の抑制	● <u>エコドライブ</u>の徹底 ● 自動車の使用回数の抑制 (徒歩移動、自転車の活用、相乗り等) ● 走行距離の記録による使用状況の管理

低炭素なエネルギーの調達

市のCO₂の排出量の約88%が電気の使用によるものです。そのため、温室効果ガスの削減目標の達成においては、低炭素な電気（CO₂排出係数の小さい電気）を調達することも重要となります。

エネルギー管理標準

エネルギー管理標準とは、エネルギー使用設備のエネルギー使用合理化のための管理要領（運転管理、計測、記録、保守、点検）を定めた「管理マニュアル」をいいます。

地方公共団体も一事業者として、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」において国が定めた基準に従って管理標準を作成することが求められています。

公共施設は、規模、用途、使用目的などが多様であるため、特にエネルギー使用量の大きい施設では、施設特性や現場の実情に合わせた独自の管理標準を施設ごとに作成し、運用する必要があります。

＜管理標準に記載する内容＞

- 運転管理の体制とその責任者
- 施設全体のエネルギー使用合理化の方針
- 空調設備、ボイラー設備、照明設備等の運転基準
- 施設内における人材教育や運転基準の周知の方法



エコドライブ 10 のすすめ

エコドライブは、運転の仕方を工夫するだけで簡単にできる取組です。

燃費が向上し、環境にも優しいエコドライブは、急発進の防止や周囲への配慮もできるため安全運転につながります。公用車の運転時に、以下に紹介する「エコドライブ 10 のすすめ」を実践してください。



エコドライブ 10 のすすめ

- | | |
|---|---------------------|
| ① ふんわりアクセル「e スタート」
(最初の 5 秒で時速 20km に加速) | ⑥ 渋滞を避け、余裕を持って出発しよう |
| ② 車間距離にゆとりを持って、加速・減速の少ない運転 | ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備 |
| ③ 減速時は早めにアクセルを離そう | ⑧ 不要な荷物は降ろそう |
| ④ カーエアコンの使用は適切に | ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう |
| ⑤ 無駄なアイドリングはやめよう | ⑩ 燃費を把握しよう |

番号	区分	取組項目	具体的な取組内容
⑪		製品購入時の環境負荷の低減	● グリーン購入※²の実施 ● 空調設備や照明設備の更新及び導入や建物の断熱等の省エネ改修を検討する際、L2-Tech※³導入を検討 ● カーボンオフセット※⁴商品の購入の検討
⑫		紙使用量の削減	● 必要以上に個人資料を持たず、資料を共有化 ● 両面印刷等による会議資料、内部文書等のコピー用紙の使用量の削減 ● 庁内のグループウェア（IPK）の活用によるコピー用紙の使用量の削減 ● 必要最小限の部数印刷及び発注 ● 会議や研修会資料のデータ化

※² 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない物を選んで購入すること。

※³ 「先導的（Leading）な低炭素技術（Low-carbon Technology）」のこと。

※⁴ 温室効果ガスの排出削減の努力をした上で、削減が難しい排出量分を他の場所での削減・吸収活動により埋め合わせる考え方のこと。

番号	区分	取組項目	具体的な取組内容
⑬	水道の適正な使用		● 水の流し放しの防止 ● 配管等の水漏れ点検の実施
⑭	廃棄物排出量の削減		● 分別の徹底と資源化 ● 使用済み封筒の庁内での再利用 ● ファイル、ファイルボックス、フォルダーの再利用 ● 不要な備品、用品の情報提供による他部署での再利用
⑮	各種法令に従った適正な廃棄		● 汚泥、建設廃材等の適正な廃棄 ● 水銀等の有害物質の適正な廃棄



製品購入時の選定基準

市では、製品の購入や公共工事の実施に当たり、グリーン購入法に基づき国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じ、一定の基準を満たした環境ラベル製品等（参考資料-3）を選定することを基本としています。

また、エネルギーを消費する製品（空調設備、照明設備等）や断熱などの建物の省エネ化につながる製品、再生可能エネルギー等のエネルギーを作りだす製品等の選定については、温室効果ガスの排出量の削減に特に大きな影響を与えることから、L2-Tech の導入に努めます。

また、L2-Tech の対象製品を直接購入する場合や公共工事の発注に含まれる場合、購入担当者や発注担当者は、最新年度の L2-Tech 水準表に基づき、その水準を満たす製品の導入に努めることとします。

L2-Tech の対象範囲は、参考資料-4 に示すとおりであり、これらに該当する製品等を購入する際には、環境省 HP から水準表及び認証製品一覧を確認してください。

番号	区分	取組項目	具体的な取組内容
⑩		フロンガスの使用及び廃棄等に係る適正な処理	● エアコン、冷蔵冷凍機器等は、フロン排出抑制法に従い適正な処理 ● テレビ、エアコン、冷蔵庫等の家電リサイクル法の対象となる電化製品は、家電リサイクル法に従い適正な処理 ● 自動車は、自動車リサイクル法に従い適正な処理
⑪		イベント等における環境負荷への配慮	● 主催者、出演者、一般来場者の移動時における公共交通機関の利用を促進 ● イベントの準備から終了までのエネルギー（電気、燃料等）使用量の削減 ● 配布する印刷物やノベルティグッズの環境配慮 ● イベント開催に伴う廃棄物の削減

（２）施設・設備の更新及び導入

設備・機器の更新及び導入時における具体的な取組は、以下に示すとおりとします。

番号	区分	取組項目	具体的な取組内容
①	エネルギー効率の良い施設管理	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	● 「エネルギーの見える化※５」によるエネルギー使用量の削減 ● 省エネルギー診断の実施によるエネルギー使用量の削減 ● 施設の新設及び改修における省エネ化の検討
②	照明の更新及び導入	電気使用量の削減	● <u>LED 照明機器の導入</u> ● 照明スイッチの細分化設計による省エネの推進
	空調設備の更新及び導入	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	● 高効率空調設備の導入 ● 複層ガラス、建物の断熱型構造の導入 ● 日射調整フィルムの利用
	電気機器の更新及び導入	電気使用量の削減	● ポンプ場等における省電力型モーターの導入 ● 自動販売機の省エネ型機種への変更
	給湯機器の更新及び導入	燃料使用量の削減	● 高効率な給湯機器の更新及び導入
	公用車の更新及び導入	燃料使用量の削減	● 低公害車、低燃費車の積極的な更新及び導入と効率的な運用

※５ エネルギー使用量を表やグラフなど目に見える形にすること。

番号	区分	取組項目	具体的な取組内容
③	再生可能エネルギー等の導入	電気使用量の削減 燃料使用量の削減	● 太陽光発電システム、太陽熱利用等の再生可能エネルギーの導入 ● コージェネレーションシステム※6、省エネ型ボイラーの導入
④	水道設備の更新及び導入		● 必要に応じて感知式の洗浄弁、流水擬音装置、自動水栓等の節水に有効な設備を設置
⑤	その他の環境配慮		● 透水性舗装、浸透升等を必要に応じて整備 ● 敷地への境木等の植栽や建物の壁面等の緑化



LED 照明機器の導入

政府実行計画では、「既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度（令和 12 年度）までに 100%とする」としています。

市では、2019 年度（平成 31 年度）の本庁舎建て替え、2023 年度（令和 5 年度）の東郷診療所の建て替えの際に、庁舎内及び施設内の全照明を LED 化しています。その他の施設についても、順次 LED 照明を設置しているところです。

※6 天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等により発電した際に生じた廃熱も同時に回収するシステムのこと。

1 推進体制

また、温室効果ガスの排出量削減には、施設の改修、建替え等において高効率な設備や再生可能エネルギー等を導入することが効果的であることから、「日向市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、全庁的に情報を共有しながら本計画を推進します（図16）。

図 16 日向市地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）の推進体制



2 職員等の意識向上

(1) 職員の研修

① 推進員研修会の開催

事務局は、本計画について職員の理解を深め、各課（かい）での取組を推進するため、推進員を対象に研修会を開催します。

推進員研修の主な内容

- 地球温暖化対策の必要性
- 本計画の内容（目的、取組項目、推進体制、推進員の役割、点検の手順等）
- 本計画の進捗状況など

② 推進員による各課（かい）へのフィードバック

推進員は、研修会の内容について所属する課（かい）の職員に報告することで、本計画への理解と温室効果ガスの排出抑制への取組を推進します。

また、推進員は、チェックシートを活用して所属する課（かい）での取組状況を点検し、事務局に定期的に報告します。

(2) 職員等に対する情報提供

① グループウェア（IPK）の活用

事務局は、本計画の内容、進捗状況など、必要な情報をグループウェア（IPK）等で共有化します。

また、国や県からの地球温暖化対策に関する情報等を適宜提供し、職員等の意識向上を図ります。

② エネルギー使用量の定期的な取りまとめと周知

事務局は、各課（かい）のエネルギー使用量を取りまとめ、職員等に定期的に周知することにより、地球温暖化対策への意識の向上を図ります。

各課（かい）においては、前年度までの実績との比較を行い、必要に応じて取組内容を見直します。

(3) 指定管理施設及び小中学校での取組促進

事務局は、指定管理施設及び小中学校を所管する課（かい）を通して地球温暖化対策への協力を依頼し、職員等の意識向上を図ります。

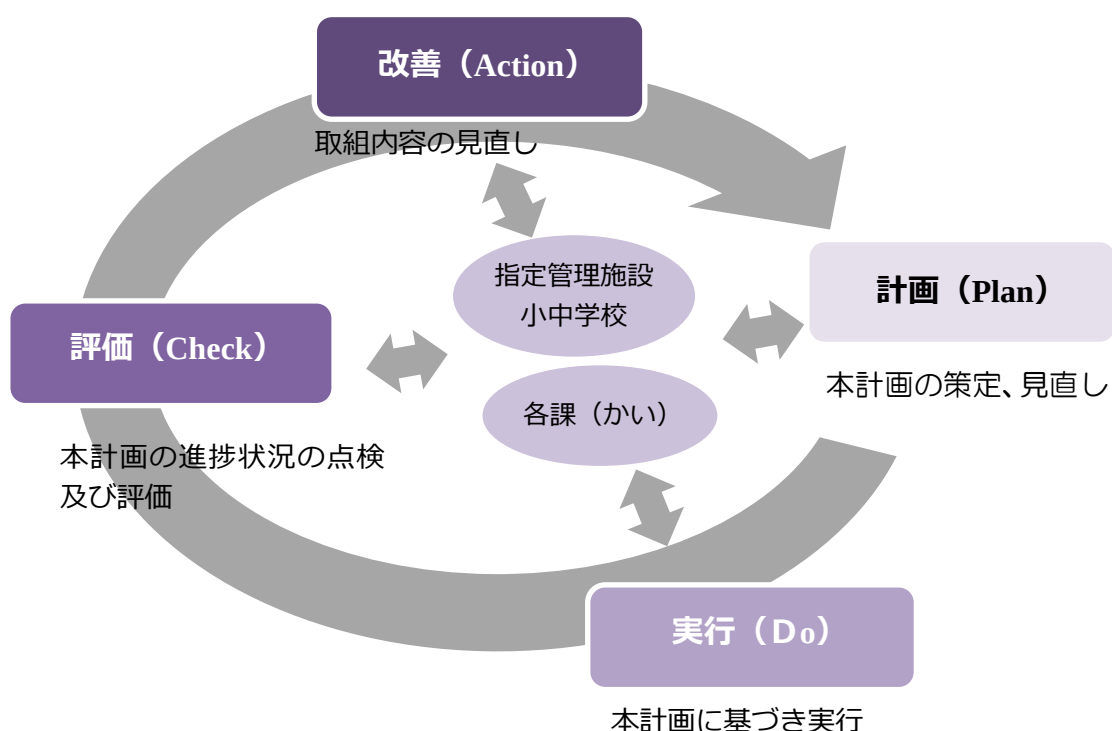
また、事務局は、エネルギー使用量に大きな変化が見られる場合は、ヒアリングを実施し、その原因の把握に努めます。

3 進捗管理

(1) 進捗管理の基本的な考え方

本計画の実行性をより高めるために、PDCA サイクルに基づく進捗管理が必要となります。

そのため、全庁的な大きな PDCA サイクルの中で、推進員を中心とした各課（かい）、指定管理施設、小中学校での多層的な PDCA サイクルにより進捗管理を行います。



(2) 評価の方法

本計画に掲げた目標を達成するため、市の全ての事務及び事業における取組状況を事務局が取りまとめ、管理統括者（市長）が評価します。

(3) 公表の方法

市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条の規定により、毎年 1 回、本計画に基づく実施状況を公表することが義務付けられています。

このため、管理統括者（市長）は、本計画の実施状況について、市ホームページ等を活用して公表します。

参 考 資 料

参考資料-1 パリ協定の主な内容

〈パリ協定の主な内容〉

- ◇世界的な平均気温上昇を、産業革命前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することについて言及
- ◇主要排出国を含む全ての国が温室効果ガスの削減目標を 5 年ごとに提出及び更新し、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受ける。
- ◇森林等の CO₂ 吸収源の保全及び強化の重要性について言及
- ◇途上国における森林減少及び劣化からの排出を抑制する仕組みを構築する。
- ◇先進国が引き続き資金を提供し、途上国も自主的に資金を提供する。
- ◇5 年ごとに世界全体の状況を把握する仕組みを構築する。

参考資料-2 「地球温暖化対策の推進に関する法律」における地方公共団体の責務

〈地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）〉

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

参考資料-3 主な環境ラベル一覧

エコマーク	
	【概要】 エコマークは、様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフスタイルを通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。 【対象】 衣服、用紙類、文具・事務用品、プラスチック製品、オフィス機器、生ごみ処理機、建築製品、消火器、日用品、家具、太陽電池を使用した製品、まほうびん、自動車保険、浄化槽、テレビ、乳幼児用品、節水器具、小売店舗、カーシェアリング、ホテル・旅館、飲食店、機密文書処理サービス、電力プラン等
JOIFA グリーンマーク	
	【概要】 JOIFA グリーンマークは、「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」に基づく要件を満たした12品目及びグリーン購入法に関連するJOIFA 解釈集「グリーン購入法の手引」に適合した製品に表示するマークです。 【対象】 いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブース、ディスプレイスタンド
国際エネルギースタープログラム（エネスタ）	
	【概要】 「国際エネルギースタープログラム」は、オフィス機器の国際的省エネルギー制度です。製品の稼働、スリープ、オフ時の消費電力などについて、省エネ性能の優れた上位25%の製品が適合となるように基準が設定され、この基準を満たす製品に左記のロゴの使用が認められています。 【対象】 コンピュータ、ディスプレイ、画像機器、コンピュータサーバ
省エネルギーラベリング制度	
	【概要】 省エネルギーラベリング制度は、2000年8月にJIS規格として導入された表示制度で、エネルギー消費機器の省エネ性能を示すラベルです。これは、省エネ法等に基づきメーカーが製品やカタログに表示している情報を元にしています。この省エネルギーラベルでは、家電製品やガス石油機器などが国の定める目標値（トップランナー基準＝省エネ基準）をどの程度達成しているか、その達成度合い（%）を表示しています。 【対象】 エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、照明器具、ストーブ、テレビ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電子計算機、磁気ディスク装置、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー、変圧器、ルーティング機器、スイッチング機器、電球、電気温水機器、交流電動機、ショーケース

JIS マーク	
	【概要】 JISマークは、製品が該当するJIS（日本工業規格）の基準を満たしていることを示すマークです。JISには、製品の種類や寸法、品質・性能や安全性、それらを確認するための試験方法が定められており、これに適合することの証明としてJISマークが表示されます。 【対象】 事務用品、事務機器、日用品、オフィス家具、自動車用タイヤ等
モバイル・リサイクル・ネットワーク	
	【概要】 モバイル・リサイクル・ネットワークは、携帯電話等をリサイクルして、再資源化する取り組みです。使用済みの携帯電話等の端末には、金、銀、銅、パラジウムといった多くの希少金属が含まれており、これらの資源の有効活用するために、端末の回収や再資源化が求められています。 【対象】 携帯電話等の端末
統一省エネルギーラベル	
	【概要】 「統一省エネルギーラベル」は、小売業者が省エネ性能の評価を消費者に分かりやすく提供するため、省エネ性能を41段階の数字と星で表示するラベルです。統一省エネルギーラベルとともにエネルギー消費機器の省エネ性能を示す省エネルギーラベルも併せて表示されます。 【対象】 エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気便座、照明器具、電気温水機器、ガス・石油温水機器
燃費基準達成車ステッカー	
	【概要】 燃費基準達成車ステッカーは、自動車の燃費性能に対する消費者の関心と理解を深め、消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、省エネ法で定める燃費目標基準値を達成、または一定割合以上超過達成している自動車に表示できるマークです。 【対象】 乗用自動車及び貨物自動車
低排出ガス車認定制度	
	【概要】 低排出ガス車認定制度は、排出ガス低減性能に対する消費者の関心と理解を深め、消費者の選択を通じ排出ガス低減性の高い自動車の普及を促進するため、既定的方法で測定された排出ガス中の有害物質（一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、ホルムアルデヒド）の排出量が、最新規制値と比較して、10%、50%、75%低減されている自動車に左記マークを表示できる制度です。 【対象】 自動車（乗用車、軽量貨物車、中量貨物車、軽貨物車、重量車）

エコ・ユニフォームマーク	
	【概要】 エコ・ユニフォームマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームやスクールウェア等に表示するマークです。なお、マークには、日本国内で縫製されたユニフォームに添付する「日被連国産エコマーク」と日本国外で縫製されたユニフォームに添付する「日被連海外縫製エコマーク」の2種類がありますが、両マーク共に、使用生地は日本国内で生産された再生 PET 樹脂から得られる繊維を用いて、日本国内で生産された生地限定しています。 【対象】 制服、作業服等
PET ボトルリサイクル推奨マーク	
	【概要】 PET ボトルリサイクル推奨マークは、使用済み PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマークです。PET ボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体である PET ボトル協議会が運営する制度です。 【対象】 衣料関連、台所用品、清掃用品、家庭用品、園芸用品、寝具、インテリア、文房具、事務用品、収集容器、包装容器、建築資材、梱包バンド、スポーツ用品、屋外掲示物等
フレイムマーク	
	【概要】 フレイムマークは、環境と安全への配慮から「木質材・接着剤・塗料等に関するホルムアルデヒドの放散量の規制に適合していること」、「木質材・木材にクロロピリオス含有物質を使用していないこと」、「ウレタンフォームの発泡剤に、オゾン層を破壊する物質を使用していないこと」、「フレイム・木質材等の材料については、JIS 規格に規定する強度を満足されていること」を条件とする『フレイム環境基準』に適合する製品に表示するマークです。 【対象】 ベッドフレーム
衛生マットレス	
	【概要】 衛生マットレスは、安全面・衛生面に配慮した、人や環境に優しい素材である「ホルムアルデヒド溶解量の規制に適合していること」「抗菌防臭加工の基準を満たしていること」「材料の基準に適合していること」を条件とする『マットレス環境基準』に適合する製品に表示するマークです。 【対象】 マットレス
低燃費タイヤ統一マーク	
	【概要】 低燃費タイヤ統一マークは、転がり抵抗性能の等級が A 以上で、ウェットグリップ性能の等級が a～d の範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し表示する統一マークです。なお、転がり抵抗係数が 12.0 以上、ウェットグリップ性能が 110 以下のタイヤは当該制度の対象外です。 【対象】 タイヤ販売店等で購入する乗用車用夏用タイヤ

グリーン購入法適合ウィンドウフィルムロゴマーク	
	【概要】 グリーン購入法適合ウィンドウフィルムロゴマークは、グリーン購入法における基本方針にある日射調整フィルムの判断の基準を満たした製品に表示するマークです。ロゴマークを付けて区別できるようにするとともに、通し番号管理によりトレーサビリティを考え、ユーザーに安心・快適を提供することを目的としています。 【対象】 日射調整フィルム
グリーンプリンティング認定制度	
	【概要】 グリーンプリンティング認定制度は、運営する一般社団法人日本印刷産業連合会が印刷業界の環境自主基準に基づき、事業者（工場等）の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定するという総合認定制度です。印刷業界の環境負荷の低減及び市場へ提供する印刷製品の環境負荷低減を推進しています。 【対象】 オフセット印刷製品、デジタル印刷製品、シール印刷製品
NL マーク	
	【概要】 NL マークは、印刷インキ工業組合会員会社が販売する環境影響、労働安全、人の健康に対し適切でない化学物質を使用しない印刷インキに表示できるマークです。対象化学物質は「NL：ネガティブリスト」として収載されています。 【対象】 印刷インキ
植物油インキマーク	
	【概要】 植物油インキマークは、植物油インキの定義及び使用基準に適合した製品に表示できるマークです。植物油インキとは、インキ中に含有する植物油（再生可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体として廃食用油をリサイクルした再生油。）または、エステルとの合計が、含有基準量以上のインキです。 【対象】 植物油インキ製品、該当インキを使用した印刷物

参考資料-4 L2-Tech リスト (2020 年度版)

部門	技術	部門	美術
A 産業・ 業務（業種 共通）	空調機（ヒートポンプ・個別方式）	C 運輸	自動車（内燃機関型）
	熱源・空調機（ヒートポンプ・中央方式）		自動車（ハイブリッド型）
	熱源・空調機（ヒートポンプ・中央方式）・熱源補機		自動車（電気型）
	熱源・空調機（気化式・中央方式）	D 家庭	空調機（ヒートポンプ）
	熱源・空調機（吸収式・中央方式）		空調機（ヒートポンプ・地中熱利用）
	熱源・空調機（地中熱利用・中央方式）		空調機（ヒートポンプ・地中熱利用）
	熱源・空調機（吸着式・中央方式）		空調機（ペレットストーブ）
	熱源（ヒートポンプ）		給湯器（ヒートポンプ）
	空調機（ペレットストーブ）		給湯器（ヒートポンプ・太陽熱利用）
	給湯器（ヒートポンプ）		給湯器（ガス式）
	給湯器（ガス式）		給湯器（ヒートポンプ・ガス式）
	ボイラ		給湯器（石油式）
	コージェネレーション		給湯器（太陽熱利用）
	冷凍冷蔵機器		コージェネレーション
	照明器具		冷凍冷蔵機器
	プリンター/複写機		照明器具
	モータ		テレビ
	変圧器		洗濯機
	モータ利用機器（圧縮機）		電気便座
	窓		窓
	断熱材		玄関ドア
	洗濯機		断熱材
	エネルギーマネジメントシステム		エネルギーマネジメントシステム
	乾燥設備	E エネル ギー転換	バイオマス由来の燃料・合成燃料製造
	オフロード特殊自動車（産業機械）		燃料電池
	その他		太陽光発電
			水力発電
			地熱発電
B 産業 （業種固 有）	オフロード特殊自動車（建設機械・ハイブリッド型）	F 廃棄 物・リサイ クル	バイオマス発電
	オフロード特殊自動車（建設機械・電気型）		熱輸送
	洗浄乾燥機		リン回収設備
	蒸留塔		選別機
	乾燥機		
	熱処理機		

出典）環境省資料より作成

参考資料-5 日向市地球温暖化防止対策実行計画推進会議設置要綱

○日向市地球温暖化防止対策実行計画推進会議設置要綱

平成13年5月1日

告示第113号

改正 平成19年8月31日告示第131号

平成26年3月31日告示第54号

平成30年12月27日告示第230号

平成31年3月20日告示第45号

令和3年4月1日告示第109号

（設置）

第1条 日向市地球温暖化防止対策実行計画（以下「実行計画」という。）の総合的な推進を図るため、日向市地球温暖化防止対策実行計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、実行計画の策定、推進状況の点検、評価、公表及び見直し等について必要な事項を協議する。

（組織）

第3条 推進会議の委員は、市民環境部長、総合政策課長、総務課長、税務課長、福祉課長、高齢者あんしん課長、商工港湾課長、農業畜産課長、都市政策課長、東郷地域振興課長、水道課長、教育総務課長、環境政策課長及び資産経営課長をもって充てる。

（会長及び副会長）

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は市民環境部長とし、副会長は環境政策課長とする。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（推進会議の招集等）

第5条 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（任期）

第6条 委員の任期は、実行計画の期間とする。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、環境政策課において処理する。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成19年8月31日告示第131号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第54号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月27日告示第230号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（日向市地球温暖化防止対策実行計画策定委員会設置要綱の廃止）

2 日向市地球温暖化防止対策実行計画策定委員会設置要綱（平成12年日向市告示第120号）は、廃止する。

附 則（平成31年3月20日告示第45号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第109号）

この告示は、公表の日から施行する。